

横浜市請負工事設計変更ガイドライン

令和6年4月

横浜市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	1
2-1	基本原則	1
2-2	設計変更を行う場合	1
3	発注者の留意事項	3
3-1	基本的事項	3
3-2	監督員指示書への概算金額等の記載について	4
4	請負人の留意事項	5
5	設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き	5
5-1	設計図書が互いに一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 1 号）	5
5-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 19 条第 1 項第 2 号）	6
5-3	設計図書の表示が明確でない場合（約款第 19 条第 1 項第 3 号）	7
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 4 号）	7
5-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第 19 条第 1 項第 5 号）	8
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合（約款第 20 条）	8
5-7	工事を一時中止する必要がある場合（約款第 21 条）	9
5-8	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	11
5-9	客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合（監督規程第 11 条第 3 項）	12
5-10	請負人からの請求による工期の延長（約款第 22 条）	15
5-11	発注者の請求による工期の短縮（約款第 23 条）	15
6	施工条件明示について	16
7	追加工事について	19
7-1	随意契約の根拠	19
7-2	追加工事が随意契約となり得る具体例	19

1 ガイドラインの目的

横浜市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、港湾、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下改正品確法）の基本理念や工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び請負人双方の留意点や設計変更を行う事例、さらに設計図書において条件明示すべき内容を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的にしています。

2 設計変更の基本事項

2-1 基本原則

設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。

「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」

つまり、契約の目的の変更となるような内容のものを設計変更の名目で施行することは、設計変更としての限度を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。

2-2 設計変更を行う場合

工事請負契約約款（以下「約款」という。）及び横浜市請負工事監督事務取扱規程（以下「監督規程」という。）、横浜市工事設計変更事務取扱要綱（以下「変更要綱」という。）に設計変更を行う場合について規定されています。

〔 監督規程は、総務局、水道局、交通局の3種類ありますが、内容はほぼ同じです。このガイドラインでは特に断りのない限り、総務局の監督規程に基づいています。 〕

表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1 設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書（以下「設計図書」）が互いに一致しない場合（5-1）	約款第19条第1項第1号
2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（5-2）	約款第19条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合（5-3）	約款第19条第1項第3号
4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場 が一致しない場合（5-4）	約款第19条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じた 場合（5-5）	約款第19条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更 する場合（5-6）	約款第20条
7 工事用地等が確保できないため又は請負人の責めに帰すことのできないものにより、請負人が工事を施工できないと認められる（ 工事を一時中止する必要 がある）場合（5-7）	約款第21条第1項
8 発注者が、請負人が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示 した場合（5-8）	約款第19条
9 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められ、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、指示 （以下「監督員指示」）をした場合（5-9）	監督規程第11条第3項（変更要綱第4条の2）
10 請負人からの請求による 工期の延長 （5-10）	約款第22条
11 発注者の請求による 工期の短縮 （5-11）	約款第23条

上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品（約款第16条）、設計図書に不適合な場合の措置等（約款第18条）、設計図書の変更に係る請負人の提案（契約後VE）（約款第20条の2）などにおいて設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合も、設計変更により対応することはできません。

3 発注者の留意事項

3-1 基本的事項

改正品確法の中で、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と示されており、適切に設計変更を行うことが求められています。

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、**必要な施工条件を明示した設計図書を作成し**、また、変更の必要がある場合は**請負人に対して書面により指示**を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはけません。

当初の設計条件において適正な競争入札を経て契約していることを踏まえると、当初契約額の30%を超える増減は、当該工事の目的を変更する内容と判断され、原則として設計変更としての限度を超えるものとされています。ただし、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。（変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合には、監督員指示はできません。契約第一課に必ず相談すること。）この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはなりません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等を書面で行う**（約款第1条第5項）。
- 請負人から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、調査を行う（約款第19条第2項）。
- 設計変更後の請負金額や工期は、請負人と協議の上、決定する**（約款第24条、第25条）。
- 監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。

- ・請負金額が 300,000,000 円未満の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が請負金額の 20%以内であること。
- ・請負金額が 300,000,000 円以上の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が 60,000,000 円内であること（変更要綱第 4 条の 2）。

（上記の範囲を超えて新たな監督員指示を行うことはできません。）

（「管内一円工事特記仕様書」で定める第 1 号様式「管内一円工事監督員指示書」による監督員指示で、工期内に契約金額に達せず、減額変更する場合はこの限りとしません。）

- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるよう請負人に促し、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、工事完了時にまとめて設計変更をすることがないように、工期全体を通じて、設計変更に要する時間の短縮に努めること。

3-2 監督員指示書への概算金額等の記載について

設計者及び監督員は、監督員指示内容が設計変更可能な範囲の業務であることを確認の上、指示書へ業務内容を記載するとともに、延長日数、概算金額を記載する。

ただし、概算金額の記載に当たっては、以下の事項を条件とする。

- 請負人からの協議による変更の場合、積算基準に定めのない工種など、必要に応じ見積書を添付させる。監督員は、協議書の内容で施工を指示する場合は、承諾済みの協議書を指示書に添付して指示内容とすることもできるが、この場合においても、監督員は、協議書に設計変更の対象の適否、延長日数及び概算金額について記載し、双方での合意を得ることとする。
- 請負人からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に業務内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載することとする。
- 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。
- 請負人との協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

4 請負人の留意事項

請負人は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、請負人は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する(約款第19条第1項)。
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、積算基準に定めのない工種など、必要に応じ見積書を添付した上で発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する(独自の判断で施工しない)。
- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるとともに、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、設計変更の円滑化に努めること。

5 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、2(2)の表1に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事をできない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

5-1 設計図書が互いに一致しない場合(約款第19条第1項第1号)

(1) 具体的な事例

- 図面と設計書でH鋼の規格が一致しない。
 - 図面と設計書で管の口径が一致しない。
 - 図面と設計書の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない。
- 〔 5-1から5-3の2つ以上に当てはまる事例もありますが、設計変更の際の取扱いは差がないので、厳密に区分する必要はありません。 〕

(2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と請負人が行う手続きを図1に示します。

なお、5-2～5-5の場合の手続きも5-1の場合の手続きと共通です。

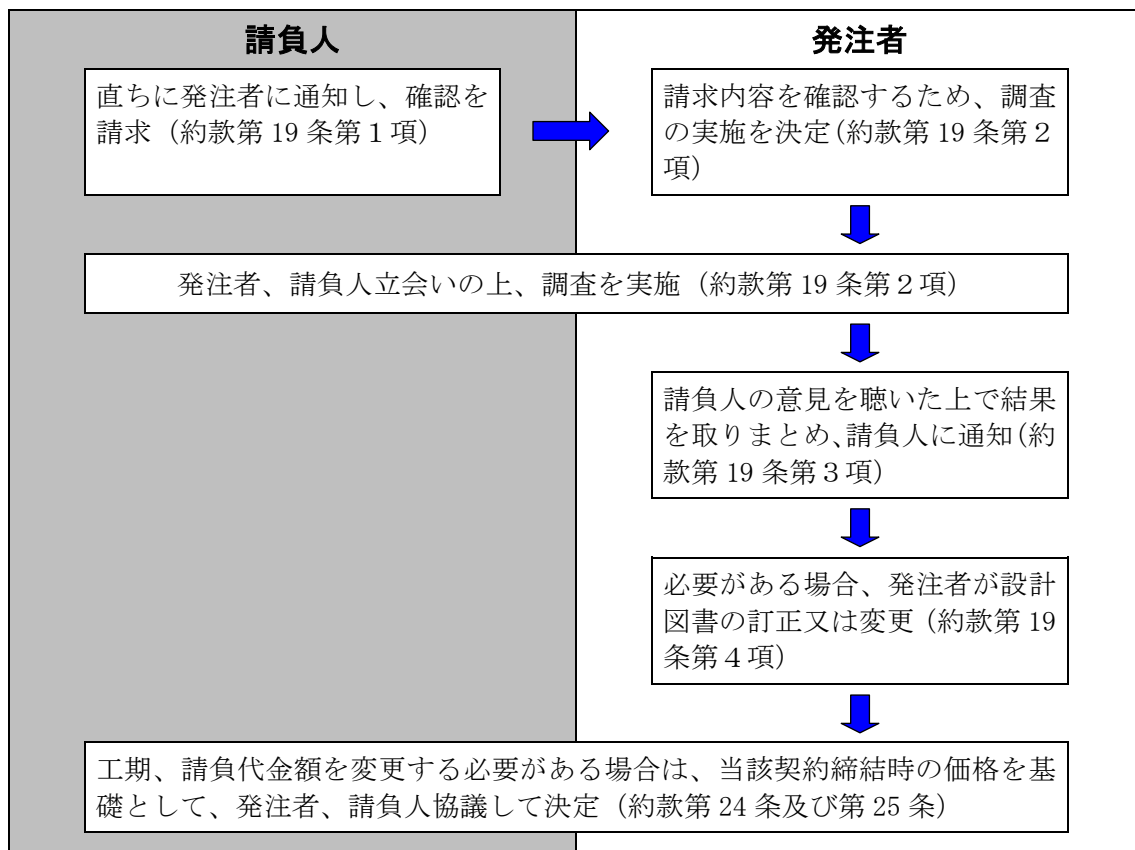


図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き(5-1~5-5共通)

5-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 19 条第 1 項第 2 号）

(1) 具体的な事例

ア 設計図書に誤りがある場合

- 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

イ 設計図書に記載漏れがある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 図面に示されている器具が設計書に計上されていない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第19条第1項第3号）

(1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第19条第1項第4号）

(1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場の舗装版、地下埋設物等が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通整理員の人数と規制図が一致しない。
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第 19 条第 1 項第 5 号）

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、請負人が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當であるので、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

（2）設計変更を行うまでの手続き

図 1 と同じです。

5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第 20 条）

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- 使用材料を変更する。
- 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

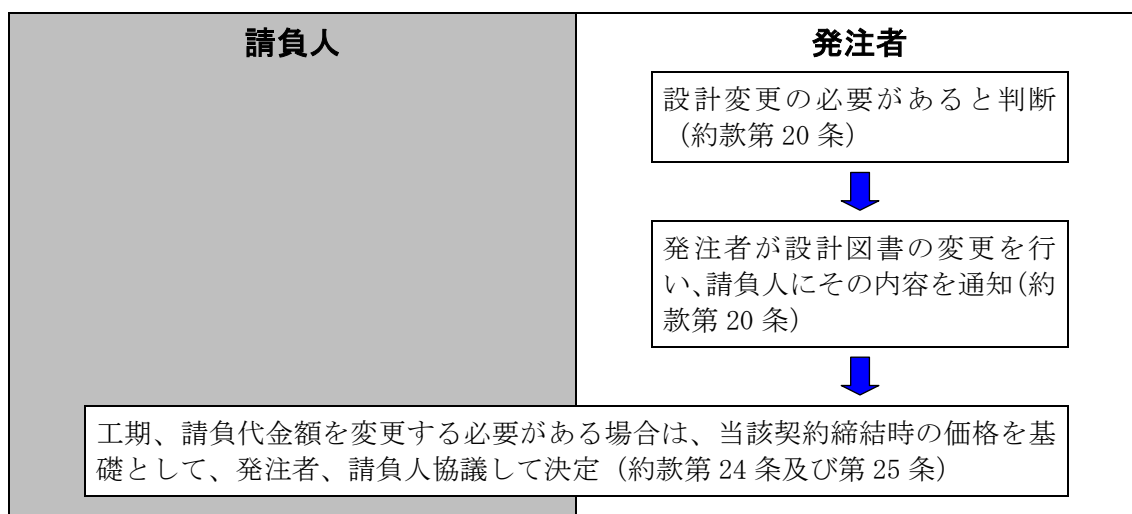


図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き(5-6)

5-7 工事を一時中止する必要がある場合(約款第 21 条)

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって請負人の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認められる場合です。

ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいません。また、請負人が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を請負人に命じなければなりません。

(1) 具体的な事例

ア 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに請負人の責によらず施工できない。
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 請負人の責によらない何らかの事象(地元調整等)が生じた。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 予見できない事態(地中障害物の発見等)が発生した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行っ

た詳細協議で変更された。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

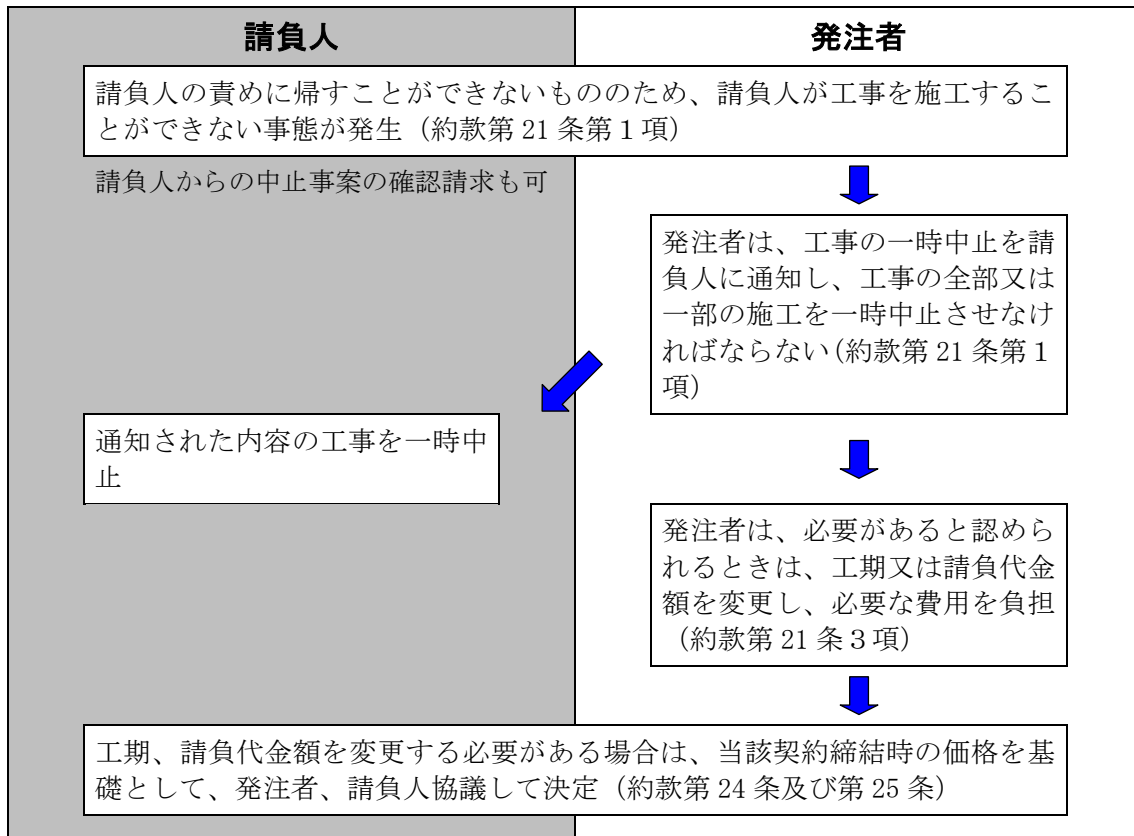


図3 工事を一時中止する場合の手続き(5-7)

5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合

請負人は、5-1～5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。

請負人は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に請負人が作成すべき資料の範囲（請負人が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定されます。

発注者は、請負人に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
 - 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
 - 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第2編 9-4-3 路面切削工、9-4-5 切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。
 - 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
 - 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- 〔 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負人の費用負担によるものとなります。 〕

(2) 設計変更を行うまでの手続き

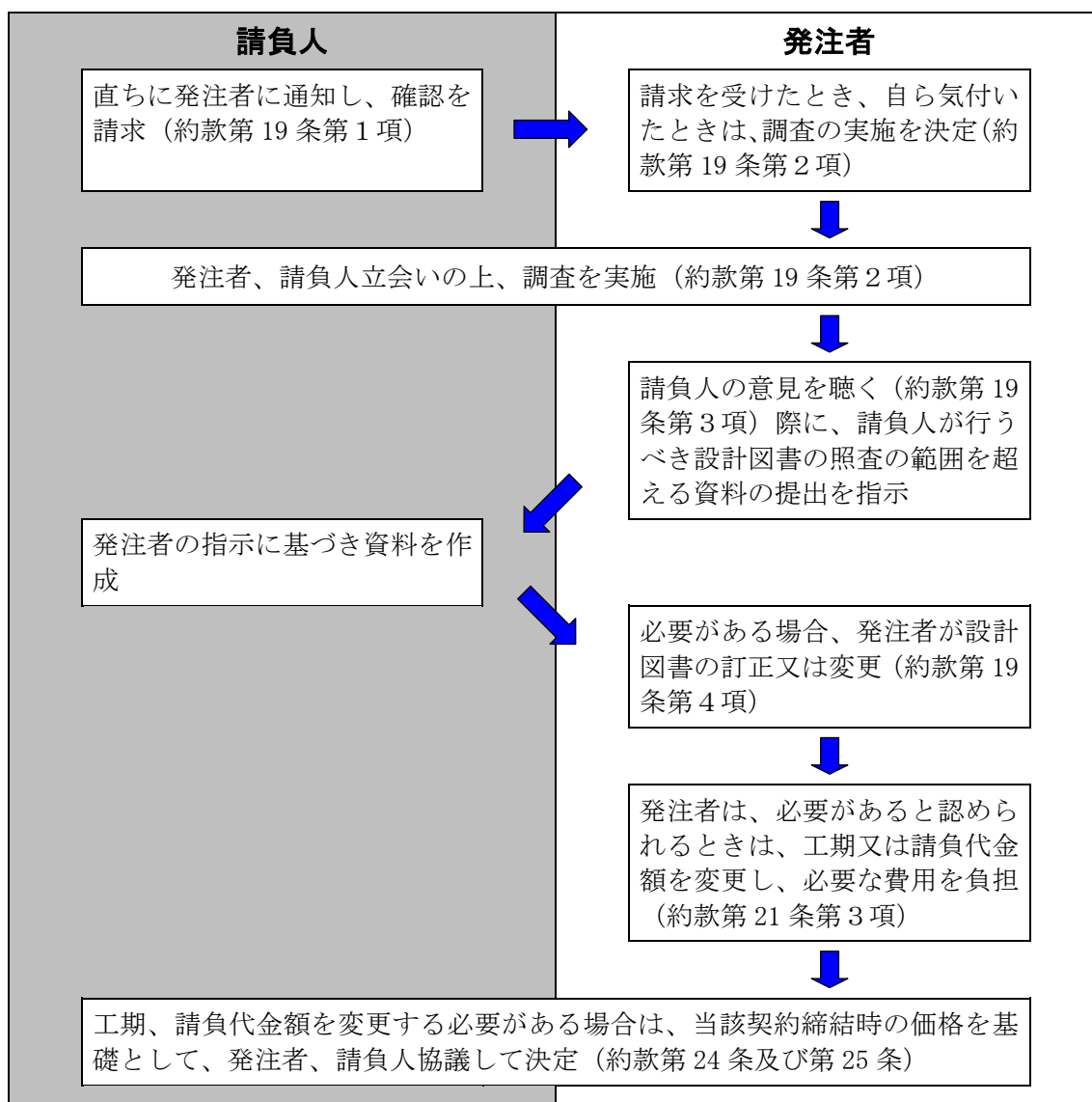


図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き(5-8)

5-9 客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合(監督規程第11条第3項)

前述の5-1～8の場合で、客観的に設計変更が避けられず、かつ、早急に変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、請負人に対して監督員指示書により工事の内容変更を指示した場合は該当します。

(1) 具体的な事例

5-1～8の具体的な事例を参照してください。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

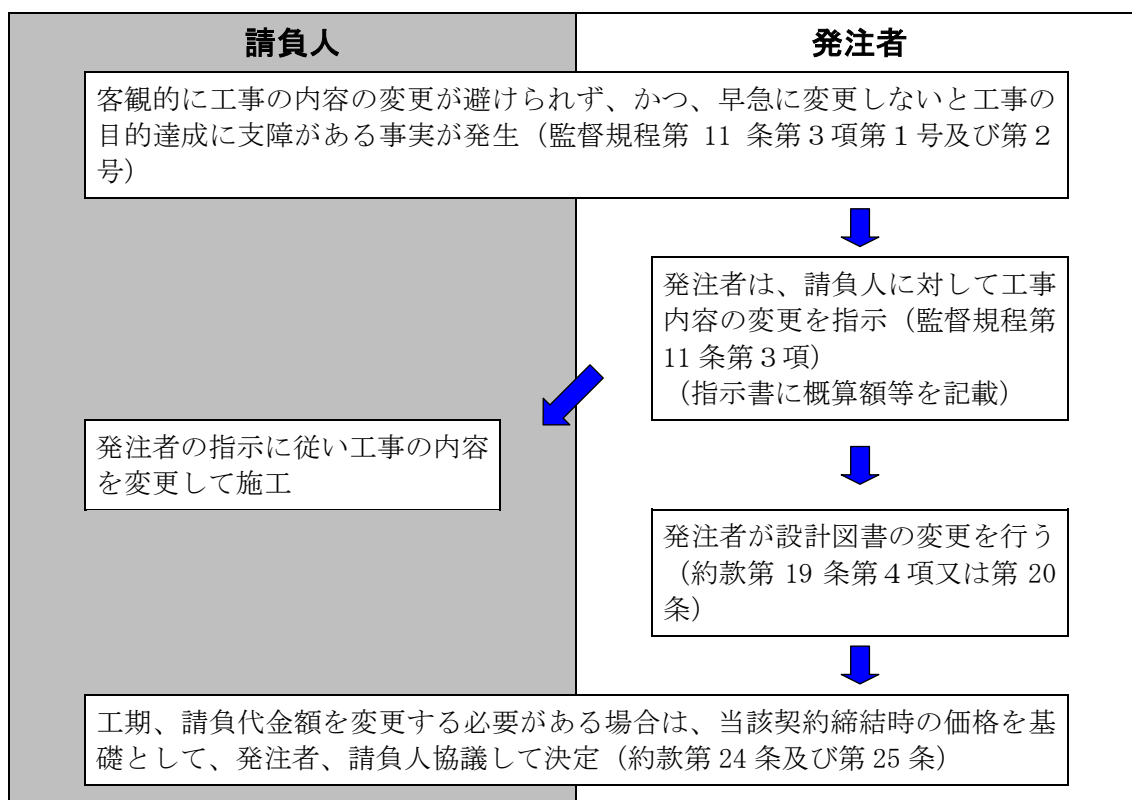


図5 監督規程の規定により設計変更する場合の手続き(5-9)

(3) 監督員指示書の記載内容

監督員指示書には具体的な指示内容のほか、次の内容を記載して下さい。

- 当該指示により金額変更が見込まれる場合は、その概算金額。
- 複数の指示をしている場合は、当該指示による累計の概算金額。
- 当該指示により工期の延長が見込まれる場合は、その延長日数。
- 指示書に記載した概算金額及び延長日数は参考値である（記載した概算金額等に拘束されない）こと。
- 設計変更額は原則として本市の積算基準に基づいて積算し、約款第 24 条（工期の変更）及び第 25 条（請負代金額の変更）による協議により決定すること。
- 緊急を要する指示等のため概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期。
- 「管内一円工事特記仕様書」で定める第 1 号様式「管内一円工事監督員指示書」による監督員指示の場合は、概算金額等の記載を省略することができる。

※概算金額は経費を含む工事価格での記載を基本とし直接工事費のみを記載する場合はその旨を明記すること

第3号様式（第4条）

第 号
令和 年 月 日

監督員指示書

請負人
現場代理人 様

総括監督員
所 属
氏 名

工 事 名

標記工事について、次のとおり指示します。

【例1】

〇〇工について、別紙のとおり施工するよう指示します。
なお、本指示内容は設計変更の対象とし、概算金額及び延長必要日数は以下のとおり

- (1) 概算金額：約〇〇千円増（累計で約〇〇千円増）
- (2) 延長日数：〇〇日

上記（1）及び（2）は参考値であり、設計変更に係る金額等は、原則として本市の積算基準に基づいて積算し、工事請負契約約款第25条（及び第24条）により別途行う設計協議により決定します。

【例2】

〇〇工について、別紙のとおり施工するよう指示します。
なお、本指示内容は設計変更の対象とし、概算金額等については別途協議します。

協議時期：〇年〇月

協議に必要な資料がある場合は、協議時期までに準備すること。

主任監督員	担当監督員

受領印

（備考）署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

5-10 請負人からの請求による工期の延長（約款第 22 条）

天候の不良や関連工事の調整への協力など、請負人の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合は、請負人は、その理由を示した書面により発注者に工期延長を請求することができます。

発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長しなければならない。また請負代金額についても必要と認められる場合は変更します。

（1）具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することができない理由により工期の延長が生じた場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

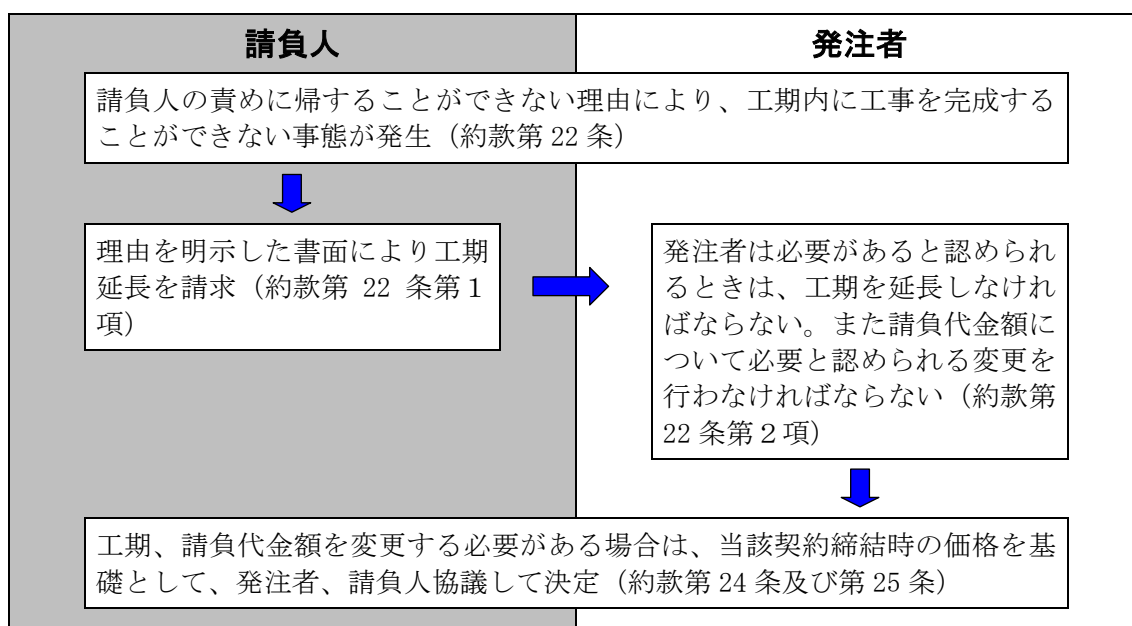


図6 請負人からの請求による工期延長の手続き(5-10)

5-11 発注者の請求による工期の短縮（約款第 23 条）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、請負人に対して、工期の短縮を請求することができます。

請負人は、発注者からの工期短縮請求に基づき、「工期短縮計画書」を作成し、内容について発注者の承認を得た上で施工してください。工期短縮計画書には、工期短縮に伴う施工計画、安全衛生計画、施工体制、短縮期間、新たに発生する費用（必要性や数量等の根拠を含む）などを記載します。

短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合で、必要と認められる場合

は、請負代金額を変更しなければなりません。

(1) 具体的な事例

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関連機関調整等）により工期の短縮が必要な場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

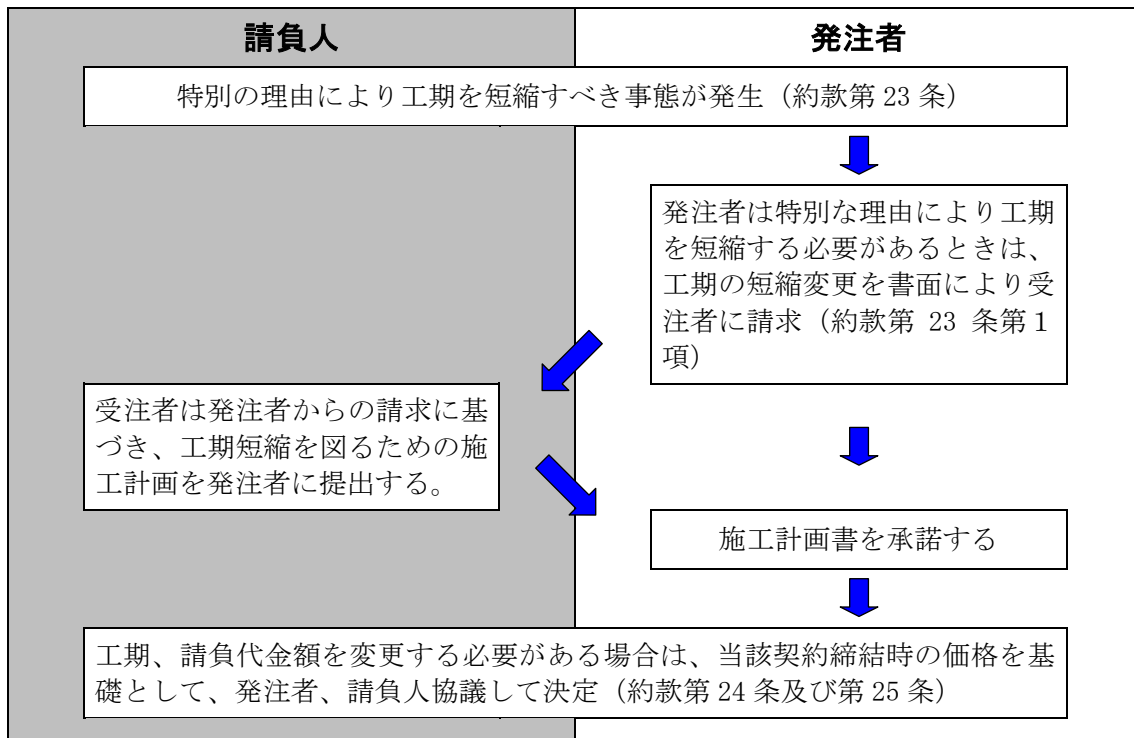


図7 発注者の請求による工期短縮の手続き(5-11)

6 施工条件明示について

改正品確法の第7条第1項第7号において、施工条件等の明示に係る発注者の責務について規定されています。

発注者は、工事内容に応じて必要となる施工条件を設計図書に明示するとともに、明示された条件に変更が生じた場合は、約款第19条など関連する条項に基づき、適切に対応してください。

具体的な明示事項は、各局において工事内容に応じて定める明示事項のほか、次に示す「標準的な明示項目及び明示事項（案）」を参照してください。

標準的な明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
A 工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6 余裕期間を設定している場合は、余裕期間方式、工事着手日または工事着手期限 7 繰越による延期を想定している場合は、実工期日数、繰越が認められない場合に工事を打ち切る期日
B 用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
C 環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う環境対策（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 3 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
D 安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通規制を実施する場合は、規制の内容 5 交通誘導員、警戒船等の配置を指定する場合は、その内容 6 安全管理指定工事の指定内容
E 工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合で、制限がある場合または経路を指定する場合は、その経路、期間、時間帯、制限内容等

明示項目	明示事項
E 工事用道路関係	2 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 3 仮設道路を設置する場合で、構造や安全対策を指定する場合は、その内容、期間 4 借地により仮設道路を設ける場合、その内容、借地料等 5 一般道路を交通規制により占有する場合、規制内容、期間等 6 他工事と工事用道路を共有する場合、その内容、配慮事項等
F 仮設関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 4 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
G 建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
H 工事支障物件等	1 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
I 薬液注入工	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容
J その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 5 指定部分の引き渡しを行う場合は、その箇所及び引渡時期 6 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 7 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 8 中間技術検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等 9 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期 10 継続工事がある場合で、後工事の積算に関する取扱いの対象とする場合、後工事の積算方法

7 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行います。その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続きを行なうことはできません。この場合、当該設計変更部分の工事については、**必要に応じ**て、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注を行います。

この場合でも、**工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではありません。**随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象となる先行する工事（以下「元工事」という。）がまだ施工中であることを前提に、追加工事が元工事と密接に関連している必要があります。具体的には、**原則として、同一工事場所であること、追加工事の履行期限が元工事の工期内であること等、**が求められます。

7-1 随意契約の根拠

追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、地方自治法及び地方自治法施行令より、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者では明らかに不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。

7-2 追加工事が随意契約となり得る具体例

以下の事例のような場合は、随意契約とする可能性がありますので、大幅に条件が変わり、追加工事が必要となる場合は、早めに受発注者間で協議し、対応を決定した上で施工計画を策定してください。

- 仮設備等を共用しての施工となり、安全性の確保や工事責任の明確化の観点から、別業者による施工が極めて困難な場合
 - ・橋梁補修工事において、補修範囲が大幅に増えたため、床版補修工事を追加工事とする場合で、元工事と同じ吊足場内での作業となるため。
 - ・下水道工事で上流区間が推進工事、下流区間が開削工事であったが、地下埋設物の影響で、下流区間も推進に変更し、追加工事とする場合で、上流区間と同一の発進立坑や排泥処理設備を使用するため。

- 一連の施工の一部で、一体不可分の工事と認められ、別業者による施工では安全性の確保や工事責任の明確化が図れない場合
 - ・立坑掘削工事で、当初想定と地質が異なり、地盤改良工事を追加工事とする場合。地盤改良工事は立坑工事の補助工事であり、立坑工事の安全性や品質を確保するため、同一業者による施工管理が必要。

横浜市請負工事設計変更ガイドライン
平成 18 年 4 月策定
令和 6 年 4 月一部改定
財政局